

## 第2章 防犯とは何か - プロジェクトの前提として -

### 第1節 犯罪に関する理論

防止あるいは抑止しようとする犯罪であるが、では、これまで「犯罪」というものはどのように捉えられてきたのだろうか。

ここでは、犯罪を防止するということを考えていくうえで、犯罪に関する代表的な研究の経緯を整理する。

#### 【初期の犯罪学】

犯罪学の発祥は、1876年にイタリアで、C.ロンブローゾが人体測定学の手法を用いて「生来性犯罪者説」(別紙3)を唱えたことに始まる。これは「犯罪者は生まれつき犯罪を犯すように運命づけられており、身体的・精神的特徴を有し、野蛮人の隔世遺伝した者である」というものである。

現代において、これは、全く受け入れられる説ではないが、「科学的」な犯罪の原因の解明手法に大きな影響を及ぼした。

1920年代のアメリカでは、犯罪を、犯罪者の動機や心理に影響を及ぼすものから分析している。

「人間の意思は環境によって決定される」とするシカゴ派の理論は、第二次世界大戦後、都市化の急進展の中で地域や社会階層と犯罪の関係から分析する考えとして波及していった。

#### 【近代の犯罪に関する考え方】

1970年代後半以降、アメリカでは、犯罪者は犯罪から得る利益と犯行失敗時の損失を考慮して犯罪の有無・方法・場所等を「合理的な自由意思に基づいて」選択する、という合理的選択理論が波及していたが、ベトナム戦争撤退、オイルショックなど社会・経済根幹を揺るがす事象後の犯罪環境悪化に伴い、市民の犯罪に対する不安感が増大し、これまでの犯罪者の治療・矯正や社会状況の改善を主体とした犯罪学や実務による手法では、時間・費用・効果の面で限られた成果しか上がらないとの見識が広がっていた。

そこで、「犯罪を防止する環境を構築する」という考え方として、犯罪発生を促進した物理的環境を改善することによって、犯罪を予防する「環境犯罪学」と、犯罪行為の発生場面といった状況・環境に主眼を置き、人的要因と環境要因の相互作用としての犯罪行為を分析する「環境心理学」が展開されてきた。

1980年代後半には、建物や地域等の環境のもつ「犯罪を誘発する要因」を分析し、犯罪機会の減少を目的とした防犯環境の設計管理が提起された。

例えば、アメリカの犯罪学者G・ケリングらにより提唱された「破れ(割れ)窓理論」(別紙3参照)は、1994年にニューヨーク市のジュリアーニ市長により、犯罪は地域の問題であるという認識のもと、警察官5,000人を採用し、パトカーでなく「徒歩」による徹底したパトロールを行うことにより、軽微な犯罪の取締りを行うという形で実践された。その結果、5年間の犯罪認知件数が、殺人が67.5%、強盗が54.2%、婦女暴行が27.4%減少している。

また、日本では、駐車違反の取締りを行い、路上駐車が対策前に比べ3分の1以下に減少、併せて地域ボランティアとの協力による街頭パトロールなどの強化により2年間で犯罪が15%減少した実践例がある。

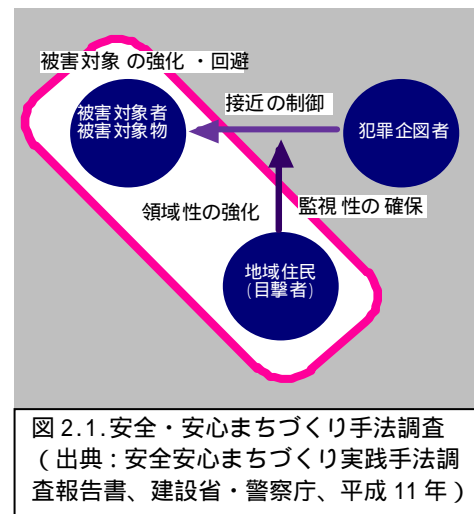
## 第2節 防犯環境設計による地域防犯力の向上

### 1 防犯環境設計とは

建物や街路等の物理的環境の設計により犯罪を抑止すること、また、その設計やデザインを通じて、住人・利用者が犯罪の抑止に取り組もうとする心理メカニズムを構築することを「防犯環境設計」と呼んでいる。

「防犯環境設計」は、物理的環境設計による犯罪抑止として「被害対象の回避・強化」と「接近の制御」、心理メカニズムの構築として「自然監視性の確保」と「領域性の強化」の4つの分野から構成されており、この4つの手法を組み合わせることで、犯罪に強い地域を作ることが重要であるとされている。(図2.1)

この考え方(別紙3参照)により、我が国では、例えば、物理的環境設計では、道路・公園等の公共施設の整備・管理における防犯上考慮すべき事項(資料-1)が提示されている。心理メカニズムの構築としては、市民・行政・警察等による協議会の設置、地域での挨拶運動等が実施されている。



### 2 日本における防犯環境設計の系譜

かつて、日本の防犯は、強力な警察力を背景に、町内会・自治会等のコミュニティ防犯活動によるものが中心であった。昭和38年の財団法人全国防犯協会連合会の設立(全国47都道府県の防犯協会と暴力追放運動推進センターなどで構成)は、その象徴であり、全国地域安全運動や防犯ボランティア活性化のための研修などが行われてきた。

このようなコミュニティを中心として、防犯体制の強化は、犯罪防止に大変有効であったが、昭和45年以降からの急激な都市化の進展により、コミュニティ防犯の中核であった地域の近隣関係が崩壊し始め、その有効性にかげりが出てきた。

そこで、警察庁は昭和55年に、錠前の「優良型式認定規則」と「住宅用開き扉錠の認定基準」を制定し、はじめて公的に犯罪者の侵入しにくい錠前の統一基準を示した。さらに共用部分の施錠に係る防犯対策と避難対策の両立を図るため、警視庁と東京消防庁が「避難階段又は屋上に通じる戸の施錠に関する指導基準」を取り決め、世帯の防犯対策の強化に取り組んでいる。

また、「安全なまちづくり」実現に向けて、地域全体の防犯性を向上させるため、都市情報の収集・整理を目的として、昭和54年に警察庁で「都市における防犯基準策定のための調査」が実施され、都市工学的視点により都市犯罪の現状・犯罪発生要因・対策のあり方が検討されている。

この調査研究は、日本における「環境設計による犯罪防止」のはじまりであり、昭和56年に愛知県名古屋市守山区の白沢学区において「防犯モデル道路」が指定され、特定された生活道路を中心に市街地の物的環境整備が進められた。また、赤色回転灯等の防犯設備を各所に設置し、防犯診断、防犯パトロールを実施するなどハード面とソフト面が融合した「防犯モデル団地」として、山口県の「小京都ニュータウン(山口市)」や福島県の「美郷ガーデンシティ(福島市)」が指定されている。

近年においては、平成9年から平成10年にかけて、建設省（当時）と警察庁が合同で防犯対策の視点から「安全・安心まちづくり手法調査」を実施し、防犯まちづくりという観点から防犯のまちづくりへの位置づけ方、防犯の視点でのまちの調査、防犯を踏まえた設計方法、地域安全活動の活性方策、市民と自治体と警察の連携方策が報告された。この報告は、日本における「防犯環境設計」の基本事項の集大成であると位置づけられている。

公営住宅では、平成10年に、住戸の基準として防犯に係る規程を「公営住宅整備指針」に追記、建設省（当時）が「公共住宅企画計画指針」を策定するなど防犯に関する具体的な設計指針が示されている。

平成12年には、警察庁が「安全・安心まちづくり推進要綱」を定め、共同住宅の防犯性の向上にあたっては、建築上の対応や設備の活用等により効率的で効果的な対策となるように企画・計画・設計を行うことを規定し、平成15年には、「防犯性能の高い建物部品の開発・普及に関する官民合同会議」が関係省庁及び関係民間団体により設置され、犯罪に抵抗できる部品の開発・普及、国民の自主防犯行動の促進が検討され、防犯性能を有する建物部品の型式目録である、「防犯性能の高い建物部品目録」が作成されている。

このように、地域全体の防犯性を高めるため、「防犯環境設計」が日本で研究され20年が経過しているが、欧米と比べ、日本は、空間的・物的環境が大きく異なるとともに、犯罪の発生頻度が少ないことから、日本の環境の中で、「防犯環境設計」と犯罪抑止の効果を定量的に分析することは難しく、具体的な事例も少ないと言われている。

また、「防犯環境設計」を日本に適應させるためには、既存の都市景観などのアーバンデザインとバランスをとる必要がある。

今後、これらの問題点を踏まえ、地域でのさらなる防犯対策の向上に向けて、都市空間像の検討が必要とされている。

### 第3節 防犯環境設計に基づく防犯まちづくり

このような防犯環境設計の考え方を踏まえ、防犯の観点からのまちづくりを進めていく場合、次に示すような取組みを積み上げていくことが重要である。

#### 1 防犯を通じたまちづくり活動

日本の防犯活動では警察の地域活動が重要視されてきており、警察任務において、「まちづくり」という視点は希薄であったが、市民参加型のまちづくりが盛んになっている現在、防犯に関するワークショップの開催や協議会への参加を通じて、「防犯」が広範な市民によるまちづくり活動の契機となっていることが考えられる。

今後、防災や福祉など他の分野の取組みと共同し、「環境整備と防犯とは強い因果関係にある」ことを市民・警察・行政が十分理解した上で、地域の特性に応じて多様な活動を実施し、防犯まちづくりを進めていくことが重要である。

## 2 防犯の視点による気づき

「まち歩き」は防災や福祉の分野等で積極的に取り入れられ、市民がまちを理解し、その理解の上で改善策を立案する手段となっている。防犯分野でも、調べる対象が、建物やまち全般というより、空家や駐車場、駐輪場など特定な場所に限定されてはいるが、市民が体感治安の不安をもつ場所について、実際に自分たちのまちの具体的な場所を確認し、危険な要素などを話し合うような取り組みが行われている。

## 3 防犯の視点を踏まえた都市づくり

防犯環境設計は防犯まちづくりの中核をなすものであり、建築基準法や都市公園法等の関係法令の改正など都市づくりにおける防犯の視点の重要性を十分に認識させることが望ましい。

## 4 市民と市行政・警察との連携強化

まちの犯罪特性はまちごとに異なり、犯罪傾向や犯罪手口は、時間の経過とともに変化している。(資料 - 2) 効果的で効率的にまちの防犯性能を高めるためには、まちの犯罪情勢と住民・民間事業者の防犯に関する要望を把握し、その地域に適したきめの細かい防犯対策を実施することが望まれる。

そのためには、日頃から、地域住民組織・民間組織と市行政・警察の連携を深め、役割分担を明確にし、まちの防犯対策の骨格を協働で作ることが重要である。